

お考えなのかということ。

もう一つは、これは監査請求ですから、この後に、普通は監査請求の中身から言えば、監査請求というのは二つしかないわけでした。一つは請求に理由がないと認めるときには、理由を付し、その旨書面により請求人に通知するとともに公表する。それで、請求に理由があるときは、当該地方公共団体その他の執行機関により、必要な措置を講ずべく勧告をします。なおかつ公表をするというふうになっているわけだ。それはつまり請求監査をした中身、後なんです。この場合には、その前なわけですけども、先ほどおっしゃいました、いわゆる要件審査の後半の内容審査というのはここまで踏み込むのではないかというふうに考えています。ここはどのように事務局としてはお考えなのかということとさせていただきます。伺っておきたいと思えます。

つまり、何でこんなことを言うかといいますと、つまり監査請求をしまして、一般的には、その後に監査請求に理由がないというので住民訴訟にすれば行政訴訟という形が行われるんですが、行政訴訟のときに

訴訟の前提となる前置——前置の要件が却下の場合には、門前払いの場合には、前置が整わないのではないかというところがあるわけだ。この場合には、著しく申請に不利が生じるというようなことがあり得るというので、一応の裁判を、行政裁判をさまで見えていますと、受理の拒否に関しては、これはほかの例ですけども、つまり著しく精神的な損害を申請者に与えたということで、国家賠償法第一条の公務員の違法行為に当たるといふ訴訟が実際に起っているわけなんです。

ですから、受理そのものを拒否する、つまり受理を拒否するということについては、いまのところの考え方を伺いたいわけだ。要するにこれは私の個人的な見解ですけども、監査を受けて、もちろん監査委員会が独自の性的問題がありますから、これは私の単なる意見ですけども、監査した後、これはつまり請求に理由がないんだというふうに、要するにそれは理由がないと監査委員会が認めた形でも、ケースとしては同じ形でしょう。最終的には同じということだと思えますけれども、今回の場合には、あくまで監査をしていないんだ、監査まで至ってないんだ。

だというふうにおっしゃっているようなところがありました。その点について、  
では、もしもそうであれば、書類の転送だけで済むわけです。つまり、上が  
ってきた書類をそのまま戻せばいいわけですから、それにもかかわらず、申  
請人に対して告知をしているということ。それから、申請人に対して告知  
の前に合議を行っていること等腑に落ちないところがあるものですから、そ  
の事務局の行政上の問題、そこら辺はどのようにお考えになったのかとい  
うことも伺っておかなければいけないと思うんですけれども。  
それからもう一つは、先ほどの判断のところで、これは要件審査の  
ときに、審査になじまない、監査になじまないという判断が、この判  
断かということが非常に微妙でありまして、文書をお出しになったとは  
伺っています。それをまだ申請人が受け取っていませんのでよくわかっ  
ないんですが、監査委員さんがそれを行っていますと私どもの介入する範  
囲ではございませんけれども、事務局の名前でお出しになっているとすれ  
ば、たとえばその監査の内容に関する議論は非常に広く分れていま  
して、都立大学の金子 仁先生などは、その財務会計上の損害を

与え得るという内容の問題に関しては、できるだけ広く扱うべきであるとい  
うような学説も、非常に片一方においては強いわけです。

東京都の場合には、変な話ですけれども、監査マニアみたいな人がい  
まして、次々に監査を出す。やれ、時間が五時三十分前に都庁から人か  
出てくるところを写真に撮ったからこれを出す。いろんなのが出まして、か  
なり東京都としては監査に対する態度というのは非常に厳しいというのが  
私たち住民訴訟などを進めている、特に勉強会をやっている者にとって  
の印象なんですけれども。

それで、その辺の判断のところがあると思ひまして、その辺については、  
福生市の事務局でお出しになっていることであれば、監査委員さんにお  
出しになっているのであれば問題ないですけれども。

そうしますと、実際には、監査委員さんが判断をなさっていれば、監  
査委員会が開かれていくわけですから、監査したのではないかと思ってい  
るんですけれども。

それともう一つは、この二十四日の日に監査委員さんに集まっていた

たというふうにおっしゃっていますけれども、これは監査委員会が開かれたというふうに考えてよろしいのかどうかということです。それらについて伺っておきたいと思っています。

○市長（田村匡雄君）

自席から答えたいと思いますが、飛行コースが変更されたのではないかというようなお話でございましたけれども、先ほど部長から、連絡がなかったというお答えをしたわけでございますけれども、それでは司令官に伺ってはどうかということだと思ふんでございますけれども、防衛施設庁にきょう早速連絡をいたします。

それと、司令官に近々お会いすることがありますので、この件については司令官にお聞きしたいと思ひます。

それから、保育園の二市二町で、少しニュアンスが違ふのではないかと変わってきたのではないかというようなことのようでございますけれども、ただ、文章では、いろいろとその市なり町なりの関係もございまして、一応私どもは、議会にいろいろなことを御報告したり、御討議したりしてある関係で、全部議会の御了承をいただいてからいろいろなことをするん

だというふうに、文書の中ではそのように答えてありますし、それで、一応お話し合いに応じるという先ほど遠藤議員さんがお話のようでございましてけれども、基本的には、やはり二市二町で共同でいろいろなことをするね、都からもそういう連絡が来たならば、一市ごととか、その町でなく、二市二町でいろいろな、それはまた市や町によって事情が違ふと思ふんですけれども、基本的なものはやはり二市二町で考えていく、というふうに御理解をいただきたいと思います。

あと、ほかの件については部長、局長から説明いたさせます。

○企画財政部長（生子国利君）

二点はかり補足申し上げます。

自治体、市の問題につきまして苦情、相談をどうするかというようなことです。いままで市民相談室を設けまして昼間対応しています。夜間につきましてはもうそういう苦情があれば、当然専任当直員がおりますので、これが職員として受け付けていたただきまして対応するということになると思ひます。

それから、もう一点の、行政水準の変更によってその課のそういった変更は

どうするんだというような問題でございしますが、これも含めまして当然、全般的にわたって検討委員会に諮っていきたいと思います。

○建設部長（内田和雄君） 私道の関係でございしますが、補助金の申請の中で、いままでは借家の方が申請する場合、これは地主のほうに同意ですね、それから、そのほか土地のそこにかかれます権利者かいた場合には、その承諾書というふうなことで申請を受理していたわけですが、この申請に当たりましては、先ほども市長から申し上げましたように、申請に来た方にいろいろな事情等をお聞きしながらいろいろな判断をし、また工事をする場合に、私どもの方も個々には説明に歩いているわけですが、この工事につきましては、調べますと、工事の日程等については、施行するものが歩いたというふうなことでございします。今後工事をする場合、その関係住民には何らかの形で説明を行いまして工事をしたいと思ひます。そうしますと、そこでいろいろな事情が出てくると思ひますので、その時点ていろいろ調整をして、異議のないようにしてまいりたいと思ひます。

それから、九条の適用除外の関係でございしますが、この中に、四に下水道法の関係がございしますが、私道整備をいたしますと、そこに側溝なり雨水を処理する施設をつくる工事があるわけですが、けれども、そういう場合、雑排水をいままでそういう雨水の中に流しているというふうな方もいらっしゃるわけですね。それで、この十条関係では、便所以外の生活排水でございしますが、それはこの私道整備に当たって、公共下水道の方につないでいたきたい。

それから、便所の改造につきましては、この下水道法の十一條の三におきまして、三年間のうちに切りかえをしていただきたいというふうな、切りかえというふうな条文がございします。この四で申し上げております十條に規定する排水設備というものは、便所以外の出て来ます排水でございします。それは、何とか整備するに当たってその公共下水道の方につないでいたきたいというのか私どももお願いでございまして、環境法から言っても、またそれそれか吸い込み等で地下浸透をしている場合もあると思ひますが、やはりできれば環境整備からいっても、この公共下水道につないでもら

うことが一番いいわけで、そういうことでこの四を設けまして、便所につきましては十一條の三で、三十年以内に接続をしてもうくと、改造していただくというふうなことになるわけ、その辺を住民の方に御協力をお願いいたします。

○監査委員事務局取扱参事(森田 武君) それでは御答弁させていただきます。

大部質問の内容が広いので、もし落ちましたら、また……

まず、形式の関係でございますが、形式審査につきましては、たしか決まりましたことでございますので、事務局の段階で判断はでございます。この場合、たとえば字の数が多いとか、あるいは事実を証する書面が足りないとか、そういうふうな場合には、事務局の方で申請に対して補正とかあるいは添付しろとかかりことをいたしましたして、内容審査の方へ持っていくわけです。

ところが、市民でない者が申請したとか、あるいは一年以上を過ぎた場合、こういう場合には当然該当しませんので、その場合には却下になると思

います。

それから、内容の方の審査につきましても、やはり先ほど申し上げたとおり、財務会計上の行為に該当しなければ、これも監査委員さんの決定をもちまして却下というふうなことになるかと思ひます。

ですから、不受理というような言葉が使われておりますが、すべて適法な書類でなければ却下というような言葉が使われております。

それから、内容審査、これがもし適法であれば、今度は本案審査というふうなところへいきまして、そこで初めて監査請求の監査が始まるわけでございます。それで、その内容によっては、理由があるとか、あるいはないとかというふうなことを言って当人に通知したり、あるいは委員さんにお聞きしたり、それで勧告をすると、そんなふうな手続が通常になっております。

それから、通知でございますが、これは監査委員の名前でもって通知は差し上げてございます。

それから、二十四日に行われまして監査委員さんの集まりは、やはりこの

内容審査につきまして判断を仰いだというようにございます。

それと最後に、この住民監査請求を広くとらえて、少しでも多く市民が市政に参加できるような方法を講じたかどうかということが現在確かに言われております。ただし、それもやはり内容が伴わないとやはりそういうことを受け付けることができないのではないかと。そんなふうに事務局の方では考えております。以上です。

○十二番（遠藤洋一君） 三度目の質問をします。

一番目の基地につきましては、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。それから部長の方から、そのとき検討するんだということにつきまして理解できますけれども、一体どの辺の行政水準が基地対策課には必要だというふうにお思いになっておられるかというふうなことでございますが、検討委員会で検討するんだということなんですけれども、いまの時点で、要するに当市の行政水準から言えば、基地担当課のようなものは必要ないんだというふうな判断を市長がなさったと思うんですけれども、担当部局としてもそのような考え方ですか。

それから、市長の保育園についてはわかりました。

それから、三番目の私道については、ぜひこれから工事の工法の説明等ということもぜひやっていただきたいと思ひますし、それがトラブルになかないことになっていくと、恐らくこういうトラブルは初めてのケースじゃないかと思ひまして、大変残念だと思ひると同時に、ちよつと気を配っていただければ恐らくはこれは起きなかったことだと思ひます。ますます残念だと。全く行政の手順から言えば担当部局に瑕疵はないわけですから、酷かもしれま

せんけれども、ぜひそれらのことにつきましてのお願いをしていきたいと思ひます。それから、第九条の四ですが、下水道法のところから聞きますと、聞いてみればもっともなんです。そのとおりだと思ひますけれども、何となく私道整備を頼む方から言うと、厳しいなという面があるのではないかと思ひ

ているんですが、ただ、今度のケースは、地主さんの方がむしろ積極的に整備したいんだということで申請されたケースなんです。中には住んでいる方が、道路がぐちゃぐちゃで、何とかこれを整備してほしいというふうな思ひても、なかなか地主さんの方がうんと言わないケースも多々あるというふ

うに思ふんです。そういうのもありますから、ぜひ運用は十分に皆さんの立場に立つようをお願いしたいというところで終わっておきたいと思ひます。

それから、最後の監査のところにつきましては、二百四十二条による住民監査の中身についてはよくわかりましたが、一つ気になりますのは、文書を受付け付けたと、それから監査委員さんの判断での却下ですから、これは要するに二百四十二条で言うところの請求が、理由があろうがなかろうが請求人に通知をし、これを公表するという第二百四十二条の三りもりではないんだというふうに理解できるところです。そうしますと、今度は公表の問題が出てくるんです。いまのところは、つまり事務局に書類はお預けという形になっているわけで、書類は当然返送されたと思ふんですけれども、そこはいかがなのかということ、もう一つは、その場合には、文書としては受付文書ですから、市の方に文書の記録として残ることになるのかなというところを知りたいんです。

それから、もう一つは、監査の中身です。申請人とかについては公表ということはないんだらうということ、監査事務局からそれらの書類

は全く一切出ないんだというふうに理解をしてよろしいのかということです。当然だとは思ふんですけれども、気になるところですのでここだけ最後にお願ひします。

○監査委員事務局長事務取扱参事(森田 武君)受け付けした書類の行方というふうなことでですが、それは受け付けした場合には、そこでもう公文書になりますので返送はいたしません。

それからもう一つ、これは却下の通知と中身というふうなことだと思ふんですが、これにつきましてもやはり理由を書きまして、それであるから却下するというふうな文面になっております。公表はいたしません。

○十二番(遠藤洋一君)わかりました。どうもありがとうございます。つまり聞きたかったのは、文書は公表しないと。それで、文書は記録され、保管されると。公表しないというところかはっきりわかっていればよろしいです。どうもありがとうございます。

○議長(田村市郎君)以上で一般質問を終わります。

○議長（田村市郎君） 日程第二 報告第一号 専決処分承認を求めることについて（昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第八号））を求め、これを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名によりまして昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第八号）の専決処分について御説明申し上げます。

まず、報告第一号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げますと、本議案は、地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、議会を招集するいとまがないと認めまして五十八年度福生市一般会計補正予算（第八号）を専決いたしましたので、同条第三項の規定によりまして報告し、御承認を求めようとするものでございます。

まず、その理由といたしましては、歳入におきまして、年度末におい

て都の補助金が決定したことによる収入の増、それと、宅地開発指導要綱による寄附金との歳入増によるものでございます。

歳出につきましては、財政調整上の関係を考慮いたしまして、収入増加分を都市施設整備基金に積み立てを行い、今後の財政運営の円滑化を図るため、補正予算を専決させていただいた次第でございます。

それでは、内容につきまして予算書により御説明申し上げます。まず、一ページをお開きいただきたいと思います。

第一条におきましては七千三百十万円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ百二十五億八千八十七万八千円と定めようとするものでございます。歳入歳出の補正内容につきましては、第一表 歳入歳出補正予算によるものと定めたいものでございます。

次に、二ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、都支出金におきまして七千二百十万円を追加補正しようとするもので、これは都補助金として市町村振興交

付金が決定されましたことにより、増額補正でございます。これは前年に対しまして九百六十万円増加になっております。

また、道路排水事業及び小中学校の施設整備に当てるものでございまして、主として振興交付金の主要事業充当でございます。

次に、寄附金におきまして百万円の追加補正でございますが、宅地開発指導要綱に基づくゲート前の一六号に沿った浅見英基氏の建設されます関係の寄附金でございます。以上、歳入補正総額七十三百十百万で、歳入予算総額百二十五億八千八十七万八千円と相なる次第でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明をいたします。

諸支出金におきまして、都市施設整備基金に八千万円の追加補正で、これは歳入の都補助金にかかめる振興交付金充当事業の一般財源振替分と、寄附金百万円、それと一部一般財源をもって将来の公共施設事業に充てるべく積み立てをしようとするものでございます。

なお、参考でございますが、今回の補正を今般しまして三月末現在の本

基金の総額は、二十四億六千五百五十六万一千円と相なっております。

次に、予備費六百九十万円の減額補正は、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出補正総額七十三百十百万で、歳出予算総額百二十五億八千八十七万八千円と相なる次第でございます。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、補正予算(第八号)の御承認を得たく御説明申し上げた次第でございます。

議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番(遠藤洋一君) 四ページの寄附金の所で伺いたんですが、一般寄附金の額が出ておりまして、先ほどお名前前とかが出たんですが、これは要するにもう少し詳しく中身を知りたいと思うんです。もう少し詳しく……

○企画財政部長(生子国利君) この金額につきましては、宅地開発指導要綱に基づきまして積算された金額でございます。内容では、今回入った分が百万ということでございます。

(「……」ということは「と呼ぶ者あり」)

○十一番(原 敏子君) それでは、いまのこの寄附金について、これは教育なのか公園なのか、そういうところを聞きたいりではなかったのかなと思います。私も聞きたいので、それを聞かせてください。

それと、二ページの所で、都市整備基金に東京都の振興交付金と寄附金といつから入れて、説明では、道路、教育関係に充てる基金にするんだということですが、金額、これをいつごろの時点で、どういう所に――学校とか道路とかというふうに言われましたけれども、そこがわかっていたら教えてください。

○企画財政部長(生子国利君) いまの積立金の市町村の振興交付金でございますが、私の説明が少し悪かったのかも知れません。

振興交付金は、道路排水事業及び小中学校の施設に対する整備事業としての補助金である。したがって三月の二十六日に内示がありまして、三月の二十七日に申請して、そして三月二十七日に決定したというふうな、非常に期間が短い。あと三日しかない、四日しか、したがって

いままでのそういった事業に対しては、全部一般財源で充当しているわけなんです。それがまいますので、それは当然それに充てなければならぬので、それに振りかえるわけです。そうすると、当然いままで一般財源を充当していたものが浮くわけです。その浮いたものを当然都市整備基金に積む、あるいは予備費に持つてくるとか、あるいは繰越金にするとか、という方法があるんですが、いまの御質問の点については、すでに充当してあるということです。以上です。

○十一番(原 敏子君) 寄附金の百万は……

○企画財政部長(生子国利君) 申しわけありません。寄附金につきましては、教育負担金としていただいております。

○議長(田村市郎君) (「了解」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終ります。その税額の四分の三以上お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。